

論 文

## 戦間期デューイの平和思想とアメリカ民主主義

加 賀 裕 郎

同志社女子大学  
現代社会学部・社会システム学科  
教授Dewey's Theory of Peace in the Interwar Period and  
American Democracy

Hiroo Kaga

Department of Social System Studies, Faculty of Contemporary Social Studies,  
Doshisha Women's College of Liberal Arts,  
Professor

## 第一章 戦間期デューイの平和思想の問題構制

第一次世界大戦へのアメリカ合衆国参戦をめぐるデューイの思想と行動、戦間期における戦争違法化運動へのデューイの参加、第二次世界大戦へのアメリカ合衆国の参戦から冷戦初期におけるデューイの反全体主義、反マルクス主義の思想動向については、これまで多くの研究が積み重ねられてきた。

第一次世界大戦へのアメリカ合衆国参戦をめぐるデューイの思想と行動に関しては、デューイが、その代表的イデオログであったアメリカの革新主義とプラグマティズムの本性が、また同時期のデューイ政治思想の特質が検討されてきた<sup>1</sup>。

戦間期のデューイに関しては、デューイ平和思想の大きな転換の本質と意味を問う研究が、現在でも継続的に行われている<sup>2</sup>。ここで「デューイ平和思想の大きな転換」とは、端的には、次のような事態を指す。すなわち第一次世界大戦時において、デューイは「戦争リベラル(a war liberal)」として、ウィルソン大統領の戦争政策、「第一次世界大戦は人民の戦争、世界のすべての国家の自由と自治のための戦争、世界をそこで生活するすべての人びとにとって安全にするための戦争である」<sup>3</sup>という理念に基づく戦争政策を積極的に支持した。デューイによれば第一次世界大戦の原因を除去するためには、政治的連邦制と文化的ナショナリティの権利を保障することが必要である。これら

二つはアメリカ合衆国において、既にある程度実現されている。第一次世界大戦への参戦は、アメリカ民主主義の理念に基づいて世界の平和を実現するための方法として支持されたのである。

しかし第一次世界大戦後、デューイは戦争という方法に依拠した平和の実現を否定するようになった。その代わりに、国際紛争を解決する最終手段としての戦争を違法化し、違反国に対しては国際法廷における裁判を求める「戦争違法化(Outlawry of War)」運動に参加し、その理論面でのリーダーの一人となった。伝統的に、紛争解決の最終手段としての戦争自体は違法とはされていなかった。それに対して「戦争違法化」は、個々の戦争というよりも、「戦争システム(the war system)」自体を違法化する。「戦争違法化」の理念は、パリ不戦条約(1928年)、国際連合憲章(1945年)、さらに我が国の憲法第九条(1946年)に具体化された<sup>4</sup>。

戦間期において、デューイの平和思想は大きく転換したように見える。しかし第二次世界大戦から冷戦初期にかけて、デューイの平和思想は再度転換したように見える。デューイは1941年の春頃にはアメリカの参戦やむなしと見ていたようであり、12月7日(アメリカの日付)の日本軍による真珠湾攻撃を契機に、第二次世界大戦への参戦を明確に支持した。1930年代後半以降のデューイは、自らの「民主的リベラリズム(democratic liberalism)」(LW 11: 287)の立場をドイツの全体主義、ソビエト連邦の共産主義

から明確に区別し、それらとの対決姿勢を強めた。そして第二次世界大戦後の朝鮮戦争にさいしては、恐らく共産主義からの防衛という見地から、アメリカ主導の国連軍を朝鮮半島に派遣することを支持した<sup>5</sup>。アメリカ国内においても、1948年の大統領選挙ではトルーマン(David B. Truman)を支持し、ルーズベルト(Franklin D. Roosevelt)大統領時代に副大統領を務め、第三党の進歩党から立候補したウォレス(Henry A. Wallace)を厳しく批判した。その理由はウォレスが「ソビエト全体主義という下層土(sub-soil)に、その最も深いルーツをもっている」(LW 15:242)からである。

以上のように、二つの世界大戦の前後を含めて、デューイの戦争と平和に対する思想と行動は、幾度となく揺れ動いたように見える。この揺れ動きは、力(force)と暴力(violence)に関するデューイの扱いの変化を見ると、よく分かる。デューイは1916年の論文「力と強制」(MW 10:244-251)「力、暴力、法」(MW 10:211-215)において、力一般を暴力と見なし、力の行使自体を悪として退けるトルストイ主義と、力の行使を、名誉、自由、文明、神の目的、運命と結びつけて賛美する立場を、ともに退ける。何故ならば、力自体は善でも悪でもなく、力の行使によって生み出された結果の善悪によって、力の価値が決まるからである。力はそれが生み出す結果が善であるときに善となり、その結果が破壊的であるときに悪となる。

デューイの「力」の分析は、平和的な世界秩序の構築という善のための効果的手段として、つまり「最小限の望ましくない結果で以て、望ましい結果を獲得する最も経済的な方法」(MW 10:214-215)として、アメリカの参戦を肯定する根拠を与えた。しかし戦争違法化運動に関わってから、デューイは力一般を暴力と同一視するようになった。ホワイト(Morton White)は、力と暴力をめぐるデューイの思想的变化について、次のように指摘する。

第一次世界大戦の支持者として、デューイは力「そのもの」に反対することを拒否した。後には平和的社会主义者として、デューイは社会主义社会を生み出すさいに力(暴力)の使用を力説する共産主義者に対して、自らの立場を擁護しなければならなかった。デューイは一貫して、政治的手段としての革命(少なくとも現代における)に反対した。その論駁にさいして、彼が力と暴力の区別を導入することは稀であり、逆にそれらを同一視した<sup>6</sup>。

ホワイトが指摘する、デューイの力の行使に関する態度の変化、一般的には平和思想の変化については、他の人びとによっても様ざまに語られてきた。例えばシドースキー(David Sidorsky)は、およそ次のように述べる。デューイは、第一次世界大戦へのアメリカの介入を支持したことに對する反動で、大戦後、ヨーロッパの集団安全保障体制に参加することに反対した。他方でデューイは、戦争を違法化し、平和的な国際関係に対する民衆の感情を高め、国際的対立を解決するための国際法制度を奨励する運動で、指導的役割を果たした。同様に、デューイはアメリカの戦略的、地政的關係については孤立主義者であるが、学術交流、文化交流を育てる他の運動においては国際主義者である(Cf. LW 3: x x x - x x x i)。

シドースキーは、デューイにおける戦略的、地政的關係における孤立主義と文化交流における国際主義の共存を、デューイの「二元性(duality)」と特徴づける。デューイの「二元性」は、別の面から指摘される場合もある。例えばノイベルト(Stefan Neubert)はデューイ思想には「脈絡と相互作用」という面と、「外部から脈絡を統制し、操作」しようとする面が混在していると言う<sup>7</sup>。前者は相互作用論的アプローチ、後者は社会工学的アプローチと呼ぶことができるだろう。デューイが第一次世界大戦へのアメリカ合衆国の参戦を支持したさいには、平和問題への社会工学的アプローチを採用し、戦争違法化運動にさいしては相互作用論的アプローチを採用したとすることができるだろう。

二つの大戦に対するデューイのアプローチに対しては、その「二元性」を指摘するものが目に付くが、ある程度の一貫性を看取しようとする論考も少なからずある。その一例として、バラート(Gary Bullert)の論考を挙げることができる。バラートはデューイを、平和主義者ではなかったし、ユートピア的な理想主義者でもファシストでもなかったとし、「移ろいやすい世界のなかで民主主義を護り、高めるために努力するリベラルであった」<sup>8</sup>と評する。その上で二つの大戦に関するデューイの態度には共通性が見られると言う。すなわち最初には中立の立場をとり、事の成り行きを注意深く考量する。そして時が来れば戦争を、「より少ない道徳的悪(a lesser moral evil)」<sup>9</sup>として支持する、というものである。

バラートの解釈は、デューイを一貫した政治的リアリストと見なすことである。他方、井上弘貴はデューイ平和思想の一貫性を、アメリカニズムないしアメリカ的ナショナリズムという観点から捉える。ここでアメリカニズムとは、

アメリカ人の国民生活を規定し、アメリカの国民社会全体を方向づけてきた価値観やものの見方のことである。デューイは、ナショナルな共同体としての、また国家機構としてのアメリカの大義に異議を差し挟むものを生涯にわたって許さなかった<sup>10</sup>。井上は、二つの世界大戦に対するデューイの態度の根底には、一貫したアメリカ的ナショナリズムがあったと見る。井上は、その根拠の一つとして、第一次世界大戦へのアメリカの参戦前に書かれた『ドイツ哲学と政治』が、第二次世界大戦にアメリカが参戦していた1942年に再版された時、ヒトラーを批判する長大な序文が新たに付加された他は、変更が加えられていないことを挙げる。

デューイは個々の戦争ではなく、戦争システム自体を根絶しようとした。その前提は、戦争システムはヨーロッパのシステムであって、アメリカのシステムではないということだった。デューイが戦争違法化運動に参加して平和主義に関わる背景には、「アメリカとヨーロッパとの絶対的な隔絶の感覚」<sup>11</sup>があったのである。

井上弘貴がデューイにおけるナショナリズムの一貫性を強調するのに対して、森田尚人は、デューイによる民主主義の実現への関心の一貫性を見てとる。第一次世界大戦は帝国主義国家間の対立から始まったが、それらは民主主義の歩みを阻むものであった。大戦後のヴェルサイユ条約と国際連盟の下で作られた戦後体制は、英仏のヘゲモニーに基づく帝国主義体制の再編に過ぎなかった<sup>12</sup>。さらに第二次世界大戦が近づくにつれて、デューイはナチズムとソビエト共産主義を全体主義体制として強く批判し、敵視するようになった。このように見ると、デューイの戦争と平和をめぐる一連のアプローチは、民主主義の実現への一貫した関心と、それを阻むものに対する一貫した批判だということになる。

以上、戦間期デューイの平和思想をめぐるのは、思想上の変化を見てとる解釈、思想上の一貫性を見てとる解釈が対立しており、次章以下でも言及するように、各々の解釈の内実にも多様性がある。

本論の課題は、戦間期及びその前後を含む時期における、デューイの平和思想と民主主義思想の動態を、上述した先行研究と対質しながら明らかにすることである。ここで我われの見通しを予示しておくならば、一見すると大きく変わったデューイの平和思想の動態には、ある程度の一貫性を看取できるということである。いずれにせよ本論の課題は、デューイの平和思想研究やアメリカ平和思想史研究だけでなく、現代において平和問題にアプローチするさいに

も、重要な視点を与えるだろう。

本論の課題を達成するために、戦間期及びその前後を含めたデューイの平和をめぐる思想と行動を検討する。第二章では第一次世界大戦終結前後から戦争違法化運動に関与する前後のデューイを論じ、第三章では戦争違法化の理路を検討する。第四章では戦間期デューイの「民主的リベラリズム」について検討し、最晩年のデューイがドイツの全体主義とソビエト連邦のマルクス主義を敵対視するさいの政治哲学的基盤を明らかにする。最後の第五章で第二次世界大戦後におけるデューイ平和思想の本質を探るとともに、本論の課題に対して、我われの結論を提示する。

## 第二章 戦争違法化への動態 一民主主義、平和思想の深化一

デューイの平和思想は、第一次世界大戦時とその後では大きく変化したように見えるが、バラート、井上、森田が指摘したように一貫している面もある。我われは、さらに実験社会科学という観点からの一貫性も指摘したい。注目される機会は少ないが、デューイは第一次世界大戦当時、広義の社会科学論をいくつも書いている<sup>13</sup>。その内容は多岐に渡るが、要点の一つは旧来の社会科学の批判である。その一つは、物理的自然が法則の支配の下にあるのと同様、社会現象を支配する法則もあるという型の社会科学である。この型の社会科学は、現在の社会に合法則性を認め、社会への人為的干渉を合法則性の侵害として否定する自由放任的リベラリズムになる。もう一つは、ドイツで発展したものであり、歴史、制度、国家が普遍的理念を具現していると思われ、その理念を体系的に正当化、合理化しようとする型の社会科学である。

デューイは二つの型の社会科学を否定する。それらは社会一般を支配する法則があるという前提から出発している。しかし社会一般など存在しない。存在するのは多様な経験的脈絡で、多様なし方で相互作用している人びと、制度、結社等々である。社会科学は、経験的脈絡で相互作用している人びと、制度、結社等々を制御して、いっそう望ましいものへと再組織化する、「特定の、変化しつつある、相対的な（形而上学的に相対的なのではなく、問題と目的に相対的な）探求」(MW 12:194)である。デューイの社会科学概念は、社会工学や政策科学の祖型とされるものである<sup>14</sup>。この社会科学概念からすれば、平和の問題とは、多様に相互作用している人びと、制度、結社等々を制御して、平和という出力を産出する方法と政策の問題である。第一

次世界大戦時のデューイは、ウィルソン大統領の戦争政策を支持し、アメリカの参戦という「より少ない道徳的悪」を採用して、国際民主主義に基づく平和を導き出そうとした。

しかし大戦後のヴェルサイユ条約、国際連盟は帝国主義勢力の既得権益の確保を前提し、戦争システムを保持していた。そこでデューイは戦争システムを除去し、国際紛争を武力によらずに解決する方法と政策を追求する方向に転換した。これが戦争違法化である。その過程で、デューイの平和概念と民主主義概念は「深化」した。しかし平和というアウトプットを産出する方法と政策の追求という点では、戦争違法化も同じ考え方に基づく。

ここで戦争違法化における平和概念と民主主義概念の「深化」について考えてみよう。ここでは、グリーン(Judith Green)の「ディープ・デモクラシー(deep democracy)」論を参考にしたい。グリーンは民主主義を、形式的、制度的水準と、日常生活における習慣、実践、態度、希望に関わるディープな水準に区分する。そして二つの水準の根底には、各々の水準の発展を支える反省的営みとしての、形而上学的な背景的水準があると主張する<sup>15</sup>。1920年代のデューイは、彼の民主主義と平和の概念を、よりディープな水準で捉えようとした。民主主義における三つの水準の特質と相互関係については、他で論じたことがある。本章では、民主主義の深化と相互関連的な平和思想の深化について検討する。この問題を検討するさいに参考になるのが、小西中和によるデューイ平和思想に関する論考である<sup>16</sup>。小西は次のように述べる。

戦争システムを前提すれば、国際関係は主権国家間の関係である。国際関係はパワー・ポリティクスのものであり、平和は軍事力によって保障される力の均衡として理解される。しかし力の均衡による平和は、他国に対する力の優位の追求を招来し、軍拡競争を引き起こす。それは結局、戦争の危険性を増大させる。デューイが第一次世界大戦へのアメリカの参戦を支持した理由は、国際関係を主権国家間の関係と捉える旧来の考え方を克服し、国際民主主義というアメリカのモデルによって世界の平和を現出させるためであった。しかし第一次世界大戦後に締結されたヴェルサイユ条約や国際連盟は、規約違反国に対する制裁として経済的、軍事的な強制力を含んでいる点で、戦争システムを克服していなかった。

戦争システムと不可分に結びついているのは、ナショナリズムと、それに付きまとう愛国主義、国家の名誉、国益、国家主権である<sup>17</sup>。戦間期のデューイは、国民国家と結び

ついた、これらの概念を徹底して批判した。戦争システムに基づく力の均衡としての平和ではなく、諸国民の交流、協調の推進による、共通の必要、共通の利益の満足による平和が求められる。デューイが目指すのは「諸国民の真の協調という意味での『世界連邦』の形成である。つまり戦争違法化の試みは『世界連邦』形成のプロセスとして位置づけられるのであり、彼の積極的平和の観念はこうした構想として具体化されている」<sup>18</sup>。平和を求める民衆の多様な声と行動が組織化され、それらに媒介され、支えられて平和機構が創設されるときに実現される、ディープな次元からの平和と民主主義を実現するための方策が、戦争違法化に他ならない。以上のように小西が指摘する、デューイ平和思想の動態を念頭に置きながら、本章ではデューイがディープな平和思想と民主主義思想に移行する過程を、1918年から1920年代半ばにかけてのデューイの論考を手掛かりに、検討していく。

第一次世界大戦の前後、世界の政治家は国家の安全と防衛を中心に考える人と、共通の利害関心の実現のために連合(association)することを考える人に分かれていた。ウェストブルック(Robert Westbrook)は、これら二つの型の政治家のうち、「1918年を通じて、デューイはウィルソンを後者の主要な代表者と見なし、アメリカのことで戦争を終結させようとする大統領の努力を揺るぎなく支持した」<sup>19</sup>と述べる。

デューイは戦争を引き起こした社会組織上の欠陥が大砲の問題であるよりも、大砲の背後にいる人間の問題であり、「農場とか工場にいる人間、家庭、店、台所にいる人間こそが、現実には戦争の結果を決めている」(MW 11:74)と言う。そして社会組織が、共通の、公共的な目的のためよりも、私的で競合する目的のために組織化されてきた点が問題だとされる。

デューイは、第一次世界大戦後の国内的、国際的な組織のあり方として、経済的な問題を重視する。国内組織のあり方としては、第一に社会の成員に十分な雇用を確保できなかったこと、第二に慢性的に高い失業率の結果として、多くの人びとが非人間的な生活水準に止まっていたこと、第三に生産と配分の効率の悪さが指摘される(Cf. MW 11:75-78)。さらに住民の多種多様な能力を発見し、利用することができなかった。ここからデューイは国内組織には、第一に能力のある個人に働く権利を保障すること、第二に適度な生活水準を保障すること、第三に人びとに産業的自立、つまり資本家、経営者、労働者の協同的管理による産業の組織化を実現することが必要だという(Cf. MW 11:

83-85)。

次に国際組織のあり方について考えて見よう。1918年に『ダイアル』誌に発表された「国際連盟へのアプローチ」(MW 11:127-130)では、国際組織の二つの可能性が指摘される。一つは「同盟(Allies)」と呼ばれるもの、もう一つは「連合(Associated)」と呼ばれるものである。「同盟」は政治的、軍事的意味合いを含む。「同盟」は軍事的・政治的システムを反映した法精神を引き継いでおり、必要とあれば反抗的な国家に対して連合軍(combined arms)を組織し、軍事力によって平和を強制する(Cf. MW 11:128)。

「同盟」的性格をもつ国際組織で外交を担当する人びとには「名誉と尊厳の倫理」「高慢と恐れの道徳」(MW 11:131)が浸み込んでいる。彼らの外交は秘密外交であり、公開性を軽蔑する。デューイは国際組織が「同盟的」性格をもつことに反対し、「連合」的性格をもつことを提唱する。ここで「連合」とは「共通な目的と利害関心のための連合(union)」「万人に同じように関わる結果を達成するために、対等な人びとの間で自発的に協力」(MW 11:127)しあう組織を指す。デューイがそのような組織として重視するのは産業、商業、ビジネスの組織である。

デューイが新たな国際組織のあり方として、軍事的・政治的な組織ではなく産業的・商業的組織を重視した理由の一つには、ヨーロッパに対するアメリカの自己主張がある。ヨーロッパは封建主義から受け継がれた観念と理想をもち、アメリカを「実利主義的で商業的な人民」(MW 11:131)として軽蔑してきた。しかしヨーロッパは「狂気のように見える」戦争を引き起こした。そのヨーロッパの戦争に、アメリカは「世界のすべての自由と自治のための戦争」「国際秩序を確立するための戦争」という理念で以て参戦し、終戦に導いた。したがって戦後世界はヨーロッパ的な「同盟」組織ではなく、アメリカ的な産業的、商業的な「連合」組織を樹立すべきである。

デューイは諸国家間の関係が「消極的、法的な道」ではなく、「経済的な道(the economic road)」(MW 11:139)を進み、諸国家の経済的平等が目指されるべきだと主張する。そのためには、不買同盟、自己中心的な経済連合、特惠的な貿易協定が排除される必要がある。公海への出口が保障され、自由貿易港、それを適切に商業利用するのに必要な国際鉄道と運河が作られなければならない。ただし自由貿易を行う上で、国家間には、様々な不平等—例えば人口、自然資源、技術力など—が存在する。これらの不平等に対処せずに自由貿易を実施するならば、ごく少数の大国が経済的利益を独占する結果になるだろう。少数の大国による

利益の独占を回避しようとするれば、保護主義の方向に進まざるを得ない。デューイは自由放任的な自由貿易と保護主義の何れも回避しようとする。その代わりに、労働基準の平等、船舶の規制、一時的な食糧、原材料、移民の規制等々の問題を扱う「強力な国際管理委員会」(MW 11:142)が設置されるべきだと言う。デューイは第一次世界大戦後の国際組織が、法的、制裁的なものではなく、行政的、管理的な「恒久的な国際政府」(MW 11:138)であることを求めた。

第一次世界大戦後の国際関係について、1918年当時のデューイは、概ねウィルソン大統領の十四カ条の平和原則を支持していた。前述した「恒久的な世界政府」は、第十四条の「国際平和機構の設立」に対応するし、第一条から第四条にかけての、秘密外交の禁止、海洋の自由、経済障壁の撤廃、軍縮も、これまで検討したデューイの主張と一貫している。ちなみに軍縮と関わって、デューイが「戦争違法化」に言及した、管見の限り最初の論文は、1918年の「道徳と国家の行い」(MW 11:122-126)である。

この論文において、デューイは国際法が単なる道徳法であって、真の法ではないという主張に対して異を唱える。何故なら「国際法は単なる道徳法」だと主張する人びとは、「道徳」を主観的な感情、良心、心術の問題だと理解しているからである。しかし道徳感情、良心、心術に基づいて社会組織が形成されるのではなく、逆にそれらは社会組織の所産、反映である。「道徳感情とか道徳的観念は社会組織の機能である」(MW 11:124)。したがってまた、好戦的であることが戦争の原因ではなく、対立を監視し、未然に除去し調整する超国家的組織の欠如が戦争の原因なのである。超国家組織は、戦争違法化を構成原理にしなければならない。

1918年当時のデューイは、行政的、管理的な「恒久的な国際政府」を支持し、それは戦争違法化を組み込んだものであるべきだと考えていた。その後デューイは1919年から数年間にわたり日本と中国に長期滞在し、大半の論考は日本と中国に関するものとなる。デューイが再び戦争違法化に関する論考を発表するのは、中国から帰国して以降である。この当時、国際秩序に関するアメリカ合衆国の対処法としては、大別して三つの考え方があった。第一は国際連盟への加盟である。第二は国際司法裁判所(The Permanent Court of International Justice)である。これは当初、国際連盟に付帯するものであった。そして第三が戦争違法化である(Cf. MW 15: x v)。これら三つのうち、デューイは国際連盟に反対し、それと結びつく限りで国際

司法裁判所にも反対した。国際連盟は「戦争が横行する政治」に巻き込まれていた。国際連盟への加盟への訴えは情緒的で、間違った考え方に基づいている。加盟はアメリカをパワー・ポリティクスに引き戻す。また国際連盟はヨーロッパと中東における国際的危機を解決するのに失敗したし、ヴェルサイユ条約で押し付けられた様ざまな不正一例えばドイツに課せられた法外な賠償金一と結びついていた(Cf. MW 15: x viii)。

1923年の論文「倫理学と国際関係」(MW 15:53-64)は、国家間の関係に関して、道徳がほとんど影響をもたなくなった理由を検討している。古典的にはグロチウスとその後継者たちが、国際慣習を自然法の基準の助けを借りて批判し、組織化した(MW 15:55)。しかし19世紀を通じて自然法と結び付けて道徳的問題を捉えることはなくなっていった。古典的伝統では、自然法に従うことは理性に従うことであり、理性は個人の所有物ではなく、「社会における統一の結合原理」(MW 15:56)であった。しかし次第に理性は心理化、個人化され、「自然法」は「自然法則」の意味に理解されるようになった。

国際関係の組織原理となる自然法が衰退した後、その埋め合わせとなる候補が功利主義とヘーゲル主義であった。しかしデューイは、両者とも国際関係の組織原理としては成り立たないと考える。功利主義について言えば、戦争が戦勝国にとっても得にならないのは事実だが、戦争がなくなるのは、利害計算に基づくものではない。それ以上に功利主義は、その学説自体が誤っているとされる。功利主義は道徳的基準の理論であるとともに道徳的動機の理論でもある。功利主義は行為の道徳的動機として「他者との自然な共感、行為の社会的な見方への教育、産業の相互依存、分業と交換による相互利益、反社会的動機が強い影響力をもつときの刑罰一個人の受苦」(MW 15:59)を挙げるが、これらの動機は国際関係には見られない。自然な共感親しい人間関係の間には生じるが、ことばや慣習が異なる人びとに対しては、共感は強くない。教育に関しては、ナショナリズムの教育が広まっていて、異質な人びとを平等に考慮し、尊重するような教育は一般的ではない。経済的動機に関しては、戦争で甚大な被害を蒙る人びとが大多数であるにしても、戦争で得をする人もいる。また保護関税が広く見られるので、自由な交換が相互の利益になると考えていない人が多い。また法的制裁に関しては、国際関係における違反者を罰する上位権力が欠けている。したがって功利主義は、仮に国内的には成り立ったとしても、国際関係では通用しない(Cf. MW 15:60)。

国際関係の組織原理となりうるもう一つの立場はヘーゲル主義である。ヘーゲル主義の祖型はマキャベリとホップズにある。かれらの基本原理は、国家と呼ばれる制度が個人の道徳性の必要条件だということである。マキャベリとホップズの哲学は、スピノザの教説によって解釈されたギリシア、とくにアリストテレスの倫理学を通してドイツに入り込んだ。この立場によれば、政治権力がないと、個人は情念によって支配される。国民国家が個人の道徳性の基礎である。戦争で勝利することは、戦勝国の卓越した社会的組織、卓越した道徳性の客観的証拠である。したがって他の諸国家に自らの意思を強制するほど強力な国家によって秩序づけられる平和な国際関係一パックス・ロマーナ一が望ましい(Cf. MW15:61)。

デューイは、功利主義とヘーゲル主義、無抵抗な平和主義と自分が属する共同体への忠誠以外の選択肢として、戦争違法化を推奨する。戦争違法化は、シカゴの法律家レヴィンソン(Salmon O. Levinson)が、1918年に『ニュー・リパブリック』誌に発表した論文に始まる<sup>20</sup>。デューイは戦争違法化というレヴィンソンのアイデアを、従来の選択肢とは異なるものとして、即座に採り入れた。伝統的に戦争は合法的であるだけでなく、国家間の対立に決着をつける最も権威ある方法とされてきた。戦争が合法的だと見なされる限り、現在の平和は次の戦争の準備期間に他ならない。戦争違法化は、戦争を違法とすることで、国家間の対立を、力に頼らないで解決する道を開き、平和を求める民衆の道徳感情を国際関係において機能させる方法として提起された。

デューイは、戦争違法化が平和的な国際秩序の実現にとって、どれほど効果的だと考えたのだろうか。後述するように、デューイは戦争違法化を平和の実現の特効薬だと考えたわけではない。しかし国際政治、外交において「戦争システム」が存続する限り、平和の実現を望むことはできない。「それ故に、戦争を頼みとすることを違法化する国際法の条項が、真の意味で、国際法と正義の真の法廷である裁判所の前提条件である」(MW 15:91)。そのような裁判所は、アメリカ合衆国の連邦最高裁判所と同等の権力をもつ。ところがデューイは、国内の犯罪に対する警察権力と同等の権力行使を、国家犯罪に対しては認めなかった。何故なら後者は、結局は軍事力の行使であり、「戦争違法化に一つの例外を作ることは、あらゆる戦争に門戸を開くこと」(MW 15:95)だからである。

デューイだけでなく、レヴィンソン、上院議員のボラー(William E. Borah)といった戦争違法化の中心人物は、侵

略国家に対する軍事制裁を否定し、国際世論による道義的制裁だけを認めた。いっぽうショットウェル (James T. Shotwell) は戦争違法化を一定程度評価しながらも、侵略国に対する軍事制裁を不可欠なものだと主張した。ショットウェルは、1924年の国連総会における国際紛争平和処理議定書 (通称 ジュネーブ議定書) を評価した。何故なら同議定書は、侵略国に対する軍事制裁以外の戦争を禁じるものだったからである。しかし戦争違法化論者にとって、戦争一般の違法化ではなく「侵略戦争の違法化」は、「戦争システム」から自由ではなかった<sup>21</sup>。

デューイは戦争違法化の観点から、「戦争システム」を内包する国際連盟に、アメリカが加盟することに異を唱えた。それに対して哲学者のラヴジョイ (Arthur O. Lovejoy) やジャーナリストのリップマン (Walter Lippmann) はデューイの立場に反対した。彼らとデューイの論争について概観してみよう<sup>22</sup>。

ラヴジョイの批判は、国際連盟には様々な長所や短所があるとしても、それは相対的な利害得失、長所短所の問題であるはずなのに、デューイは現在の国際連盟の不完全さや限界、国際連盟の代表となっている諸政府やアメリカの限界を指摘するだけに止まっているということである (MW 15:379)。いっぽうリップマンの批判は、戦争違法化は、法典とか法廷の範囲外にある、紛争国間の外交の必要性を認めていないということである。もし外交という方法が必要であるならば、その方法を改革することは喫緊の課題ではないか、とリップマンはいう (MW 15:414-415)。しかし、デューイによれば、リップマンの批判は当たらない。戦争違法化論者のボラーは、人間の争いに決着をつける方法は「法と戦争」以外にないと主張したが、正しくは、法と戦争は「争いに決着をつけることを強制する (compelling) 唯一の方法」 (MW 15:119) である。国際的な対立に対処するには、仲介、仲裁、友好的介入、妥協、会議を含めて多くの方法がある。しかし、それらの方法によって結着がつかないときの最後の方法が、法と戦争である。戦争違法化は、国際的対立が膠着状態になったとき、決着をつけるための最終的手段として、提起されているのである。

### 第三章 戦争違法化の理路

前章では戦間期初期、デューイがアメリカ合衆国の国際連盟への加盟に反対し、国際違法化の運動に参画するさいの動態を検討した。本章では、1928年のパリ不戦条約 (ケロッグ・ブリアン協定) から、1931年の満州事変、1932年

の上海事変を中心とする時期におけるデューイの諸論考の精査を通して、戦争違法化や、それに関連する諸問題についてのデューイの基本的立場を検討する。

デューイがアメリカ合衆国の国際連盟への加盟に反対した理由の背後には、ヨーロッパの政治システムに対するアメリカの嫌悪感があった。アメリカ人の多くは、ヨーロッパの悪から、心理的、道徳的に逃れるためにアメリカに came。「アメリカ人は反ヨーロッパ的な人びとである」 (LW 2:167)。ヨーロッパの政治システムの中心にあるものは何か。それは「戦争システム」である。国際連盟は「戦争システム」を内包している以上、アメリカは国際連盟に加盟すべきではない。戦争違法化はアメリカ的な政治システムであり、アメリカは自らのシステムを貫き通すべきである (Cf. LW 2:169-172)。デューイの、戦争違法化と国際連盟への不参加という主張の背後には、アメリカの強烈な自己主張—井上の言うアメリカニズム—があったのである。それでは戦争システムを内包するヨーロッパの政治システムの根幹に位置するものは何か。それはナショナリズムである。

デューイによれば、ナショナリズムは、いっぽうでは地域主義と覇権的独裁制から離脱する動きであり、他方では個人の絶対主義と王朝支配の衰退と結びついて発展したものである。またナショナリズムは、外部の帝国主義的支配によって抑圧された人びとの、解放を求める闘いと結びついて発展した。こうして「ナショナリズムは大衆の宗教になった。恐らく現代、最も影響力のある宗教になった」 (LW 3:153)。ナショナリズムは、国家を熱狂的な忠誠と帰依の対象にし、「ナショナル」というラベルを貼られたあらゆる対象を、批判と探求の対象から除外する。「ナショナル」なものへの忠誠と帰依の感情は「愛国心 (patriotism)」と呼ばれる。

しかしデューイは「愛国心」に潜む問題点を徹底的に抉り出す。愛国心は、自分が一員である共同体の善性に対する忠誠心であるが、それと表裏一体なのが、他国に対する不寛容である。他国は他国であるという事実によって、「実際の敵ではなくても、潜在的な敵」 (LW 3:154) と見なされる。デューイはさらに、すべての人びとが無批判な忠誠を誓い、また犠牲を要求する対象としての「国家 (Nation)」なるものはフィクションだと言う。一定の伝統や考え方を共有する人びとの歴史的共同体としての国家は存在する。しかし死と破壊という犠牲を払ってでも擁護され、侵害された場合には、侵害したものに復讐しなければ収まりがつかない、名誉ある人格に擬せられる国家なるも

のは、「蛮族の記録に見出されるのと同様の、まったくのアニミズムの一例である」(LW 3:155)。

デューイは愛国心だけでなく、擬制的な国家と結びついた諸概念、つまり国益(national interest)、国家主権(national sovereignty)なども、徹底して批判する。ここでは特に、ナショナリズムの中心に位置する国家主権という概念に対するデューイの批判を検討しよう。主権は、本来、個人や王朝に適用される概念である。封建主義が終わりを告げ、封建領主の力が弱まり、集権化された王国が台頭し、それが世俗権力として、教会の権威から政治的に独立するなかで、主権という概念は意味をもつようになった。元来、主権は個人としての専制君主に関わるものであり、そうした君主は主権者として国家を所有し、資産とした。やがて近代の領域国家の出現とともに、主権の属性が支配者から、国家という政治的集合体に移動した。その結果、国民国家に何が起こったのか。デューイの次のような指摘は辛辣である。

人は隠すかもしれないが、国家主権という言葉は政治国家の側で、法的ないし道徳的責任を否定することに過ぎない。それは政治国家が他の国家に関して行いたいことを、行いたいときに行う、無制限の、議論の余地のない権利だと、直接に宣言することである。それは国際的アナーキーの言説である。しかも通例、自国の、国内の原理としてのアナーキーを最も強力に非難する人びとは、国家間の関係においては、真っ先にアナーキーな無責任を主張する(LW 3:157)。

以上のように、デューイは愛国心、国家の名誉、国益、国家主権を成分とする国民国家及び行き過ぎたナショナリズムが「戦争システム」の元凶だと考えた。したがって行き過ぎたナショナリズムを相対化すること、具体的には、小西が指摘するように、文化多元主義—ナショナリティの権利保障—、国家主権の相対化—特に国家主権の中核にある戦争を行う権利を放棄させること(戦争違法化)—によって、「戦争システム」から解放される必要がある<sup>23</sup>。この観点からは、1928年のパリ不戦条約は一定の前進だと評価されて然るべきであろう。しかしデューイは同条約を評価しなかった。その理由は何だろうか。

周知のようにパリ不戦条約は、フランスの外務大臣ブリアン(Aristede Briand)とアメリカの国務長官ケロッグ(Frank B. Kellogg)の間で結ばれた、国際紛争の解決手段としての戦争を禁止する条約である。当初は米仏二国間条

約のはずだったが、交渉過程で多国間の条約にすべきだということになり、イギリス、ドイツ、イタリア、日本を含む15か国間の条約となり、その後63か国が署名ないし批准するまでになった。

パリ不戦条約はヨーロッパの「戦争システム」を克服する第一歩だと評価することもできるが、様々な問題を抱えていたことも否定できない。三牧によれば、同条約は「諸国家のキス」—いわば妥協の産物—であって、具体的内容を欠いていた。例えばアメリカ合衆国の共和党政権は同条約の締結交渉と並行して、海軍拡張計画を進めていた。また同条約では帝国主義の問題に言及せず、大国に有利な既存の秩序の保守という面があった。さらに同条約は主権国家間の戦争の違法化だけを対象とし、戦争未満の間接的な暴力や、暴力の根底にある非対称的な権力関係の問題には関わらなかった<sup>24</sup>。また同条約では自衛権を認めており、侵略か否かをどのようにして認定するのか、条約に違反した国に対する制裁の問題にも言及していなかった。

デューイもまた、こうした問題を鋭く指摘した。デューイによれば、ヨーロッパの考え方は、力によって現状を変えようとする国家との戦争によって、現状を維持することである。そこでブリアンは戦争一般の違法化ではなく、「侵略」戦争の違法化を主張する。しかし何を以て侵略戦争とするかは難しい問題である。それは結局、「現状を力によって変えようとする国家による戦争」と理解する他ない。しかし当の「現状」がヨーロッパの大国によって作られたものであることは、不問にされている(Cf. LW 3:164-165)。さらにデューイは、ブリアンが戦争違法化を提言したとき、パリ不戦条約に反して戦争を引き起こした国家に対して、軍事的手段による解決に何の疑問ももっていないことを問題にする。デューイは1928年4月11日の『ワールド』誌の社説の文章を引用する。すなわち「ヨーロッパは、戦争を始めた国に対して戦争を行うことによって、平和を維持するという原理に基づいて組織されている」(LW 3:174)。

デューイがパリ不戦条約に不満足だった理由は他にもある。デューイは、この条約が時期尚早だと考えていた。何故ならパリ不戦条約は「その背後にある人民の道徳的力」「抗しがたい人民の要求の結論」(LW 6:190)であるべきだったのに、外交官の策略の結果、締結されたからである。デューイにとってパリ不戦条約は、平和を求める国際的公衆の世論の組織化を土台にして締結されるべきだったのである。

戦争違法化は、国際的な対立や紛争の最終的手段として

の戦争を放棄するだけでなく、侵略国家に対して国際組織が軍事的に制裁することをも否定するものであった。軍事的制裁の否定が、戦争違法化思想の要諦である。そこでデューイの反制裁論について検討しなければならない。

国際連盟規約第十六条は「制裁」に関する条項である。そこでは戦争に訴えて紛争を解決しようとした連盟国は、当該連盟に加盟している他のすべての国に対して戦争行為を為したものと見なされ、連盟に加盟しているすべての国は、違約国との通商、金融上の関係を途絶し、違約国民との交通を禁止すること、国際連盟理事会は、違約国に対する陸空軍、または空軍の兵力の分担程度を各国政府に提案する義務を負うこと、連盟の約束に違反した国は、連盟から除名されること、などが定められている。

デューイはまず連盟諸国の共同制裁について、「列強の間に存在するナショナリスティックな利害関心の拮抗、弱点、怨嗟、疑心暗鬼、嫉妬が、一致協力した強制的方法の実施を不可能にする。その方法を使おうとすることは、現に存在する対立を強め、下火になっている炎を煽って燃え立たせるだけである」(LW 6:198)と述べる。また経済制裁と軍事制裁は別物ではなく、「経済制裁は戦争の手段の一つである」(LW 6:200)とされる。何故なら経済制裁だけでは大きな効果は期待できず、それを実効あるものにするには軍事的手段を使わざるを得ないからである。デューイは「経済制裁は成功しない」という主張を裏づける典型的な例として日本を挙げる。

日本はアメリカやヨーロッパからだけではなく、アジアからも離れた島国であり、何世紀もの間、鎖国してきた国である。その結果、日本では支配者がプロパガンダや情報統制によって人びとを統治することが容易である。多くの日本人は、日本の中国侵攻は正しく、自衛のための行いだと固く信じている。そのような日本に制裁を加えても、日本人の怒りを増幅させ、軍国主義的な政党の威信を高めるだけである。日本は「おそらく、経済的損失の恐れが少しも抑止的効果をもたないだろう、世界中で唯一の国」であり、「封建的伝統が強いために、軍事的なものに威信があって、軍事的要素が内閣における文民統制よりも優越」(LW 6:203-204)する国である。デューイの日本に対する評価は、正確という他ない。

さて経済制裁が、ドイツや日本のような国に大きな効果が期待できないとすれば、最終的に「自前の陸海軍をもつ超国家」(LW 6:210)が必要だという主張が出て来る。それはフランスの、力(force)による安全という考え方である。しかしデューイは、制裁の行使が国際秩序を創造する

ための前提条件だという考え方が、本末転倒だと言う。国際的な平和組織は「多くの異なる道筋に沿った、諸々の利害関心の調和と価値の共通性の成長がないと存在する」(LW 6:211)ようにはならない。国際的な平和組織の存在を可能にする妙案はないにしても、強制力にものをいわせた威嚇ほど、国際的な平和組織のために必要とされる調和と共同性の発展を妨げるものはない。デューイは経済制裁、軍事制裁を含む制裁という装置による平和の実現に反対し、戦争違法化を提起するのであるが、戦争違法化だけで「戦争システム」が除去できると確信しているわけではない。パリ不戦条約や戦争違法化の成否は、「世界の諸国家間での利害関心と目的の共同体の成長」(LW 6:222)如何によるとし、そのための六つの要点を指摘する(Cf. LW 6:222-223)。

第一に、国際連盟規約の第十、第十五、第十六の各条項を修正することによって、同規約をパリ不戦条約と整合的にする。ここで第十条は領土保全と政治的独立、第十五条は連盟理事会の紛争審査、第十六条は制裁を定めたものである。

第二に、パリ不戦条約に違反して獲得された占拠、特権、占領のすべては国際法上、無効だということが認められるべきである。

第三に、通常的外交手続き、あるいは調停や仲裁によって決着がつかない紛争は現状維持とするということが、国際法に取り入れられるべきである。

第四に、自衛権(the right of self-defense)と防衛戦争(defensive war)という概念の根本的区別が国際法上、確立されるべきである。防衛戦争は攻撃的な戦争を含意する(ある意味で、すべての戦争は防衛戦争の名の下に戦われたということもできる)。これに対して自衛権は、他国が現実に攻撃してきた場合に防衛する権利であり、この権利は明文化を要しない自然権である。

第五に、パリ不戦条約に違反し、諸国家間の通常の調停によって決着がつかない場合は、世界裁判所(World Court)に提訴すべきである。

第六に、これらの方法は相談、会議、仲介、調停その他、すべての平和確立のための手段にとって代わるものではなく、それらに付加されるものである。

これらの諸条件から、戦争違法化枠組みが導出される(Cf. LW 8:14-15)。すなわち第一に、国的紛争を解決する手段としての戦争は、国際法から除去されるべきであり、第二にその除去に適合するように、諸部分が調整され、修正されるべきである。そして第三に、国際紛争に対して強

制的な裁判権を有する国際司法裁判所が創設されるべきであり、違反し、判決に服従しない国家に対する軍事制裁を科さない。第四に、戦争首謀者や扇動者は、各国の国内法に則って処罰されるべきである。

#### 第四章 戦闘的信条としての民主的リベラリズム

デューイは1930年代を通じて戦争違法化を支持しており、日本軍による真珠湾攻撃まで、アメリカの第二次世界大戦への参戦に対しては否定的であった。しかし真珠湾攻撃と日独伊三国同盟に基づくドイツの宣戦布告以降、デューイはアメリカの参戦を支持するようになった。

しかしこの時期以降、デューイの平和思想に大きな変化があったとは、必ずしも言うことができない。その一つの証拠として、平和主義者であるアダムズ (Jane Addams) の『戦時下における平和とパン』(初版は1922年)の第二版のために書かれた、デューイの序文を挙げることができる。この序文は1945年に書かれたものである。このなかでデューイは、「平和主義者」の意味が大きく変わったと指摘する。その語はかつて、戦争の災禍から自由な世界を望み、かつそのために活動する人びとに適用された。しかし現在、その語は、万難を排して戦争に反対する人びとを指すために使われる。他方「平和運動」の意味は深まった。それはかつて、「受動的抵抗主義(passivism)」を指すために使われたが、いまは求められる政治的、経済的变化を生み出すことができる国際政府を作り出すための運動に適用される。伝統的な諸国家間の平和的關係は、ナショナリズムとパワー・ポリティクスによって作り出された。しかしアダムズの方針はナショナリズムによって引かれた線を横断するものである (Cf. LW 15:195)。続けて、デューイは次のように述べる。

民主的運動の核心は、アダムズ女史が理解し、感じたように、「強制支配されるものを十分な同意に置き換えること、民主的制度の使用を通して、人びとの自由意志を教育し強化すること」であり、その制度では「この偉大な国家のコスモポリタンな住人は、最終的に、社会目的を求める広大な共通の努力において一つになるかもしれない」。合衆国はかなり大規模に、この方法が実施可能であることを立証したので、アダムズ女史は民主的過程を、なお一層広い世界の人びとに拡張することを信じた。その正反対が、「人びとを結びつける古い方法である、共通の敵との対立」、社会的使用よりも軍事的使用

にいつそう相応しく、自由な人間に基づく政府よりも強制から結果する政府に適応した方法の使用に見いだされる (LW 15:196)。

第二次世界大戦終戦の年に書かれた、アダムズを評価する文章は、デューイの平和思想とアダムズの平和思想が、比較的近いところにあったこと、そしてデューイの平和と民主主義の思想が、戦間期以降、大きく変化した訳ではないことを暗示する。

しかし、このようなアダムズ再評価のいっぽうで、1930年代以降のデューイは、ソビエト共産主義を敵対視する傾向を強め、「私と同じように、どれほど一時的であろうとも、全体主義との妥協などあり得ないと信じる集団が存在する。全体主義との妥協はソビエトの平和 (a pax Sovietica) への衝動に承認印を押すことを意味する」(LW 15:246)と主張するようになった。このようなソビエト共産主義の敵対視の延長線上に、朝鮮戦争時に国連軍の派兵を支持する言動が位置づけられる。この言動は戦争違法化の思想とは相容れないようにも思われる。我われの考えでは、デューイの平和思想における、このような変化 (と思われるもの) は、1930年代半ば以降に多く書かれたリベラリズム論と関わりがある。

この時期のデューイは、『リベラリズムと社会的行為』(1935年)、『自由と文化』(1939年)といった著作をはじめとして、多くのリベラリズム論や民主主義論を発表した。これらの論考を集約的に表すのが「民主的リベラリズム (democratic liberalism)」(LW 11:287)という立場である。デューイの基本的立場はリベラリズムであるが、それは自由放任主義的リベラリズムとは区別される。他方デューイのリベラリズムは「ラディカル」であり社会の大きな変化を求めるが、変化の方法は知性的、かつ民主主義的であって、マルクス主義的な「ラディカル」とは一線を画す。民主的リベラリズムの、自由放任的リベラリズムとかマルクス主義との差別化は、1940年代以降の十年間で次第にエスカレートしていく。そこで次に、「民主的リベラリズム」の内実を、やや詳細に検討してみたい。

デューイが1930年代以降、リベラリズムに関する論考を多く発表した背景には、大恐慌下におけるリベラリズムの危機という事態があった。1930年代のデューイは政治的に最もラディカルだった。例えばデューイは「独立政治行動連盟 (The League for Independent Political Action)」(LIPA)、「産業民主主義連盟 (The League for Industrial Democracy)」(LID)の副会長であり、「人民ロビー (The

People's Lobby)」の会長であった。しかしデューイは左右両派からの挟撃にあった。左派からは不十分にラディカルだとして、右派からは社会主義に傾きすぎているとして批判された。そこでデューイは、自らの立場を自由放任的リベラリズムとは異なるリベラリズムとして同定するとともに、それがマルクス主義とは異なる意味で「ラディカル」であることを示す必要があった。

左右両派からの挟撃に対して、自らの立場を際立たせるという課題設定は、第二次世界大戦時における自然主義をめぐる論争にも見ることができる。世界の危機的状況と関わって、超自然主義者（右派）は、戦禍の思想的原因が唯物論、行動主義、決定論（左派）にあると見なし、これらを包含する立場としての自然主義を攻撃した。デューイは自然主義の代表者と見なされていた。そこでデューイは超自然主義を批判するだけでなく、自らの自然主義を唯物論から区別しようとした。フック（Sidney Hook）とネイゲル（Ernest Nagel）との共著論文「自然主義者は唯物論者か」（LW 15:109-126）は、自然主義を唯物論から区別するために書かれたものである<sup>25</sup>。

それではデューイは、リベラリズムをどのように再定義しようとしたのであろうか。デューイはリベラリズムが二つの潮流から構成されると言う。一つは「人道主義的、博愛主義的熱情」（LW 11:282）から出てきたものであり、18世紀後半に活発になり、その後も続いてきたものである。この運動はルソーの影響を強く受け、18世紀イングランドにおけるコモン・マンの小説、19世紀のディケンズの小説で生き生きと表現されたものである。この運動はルソーの影響を陰に陽に受け、理性は選ばれた少数者の特権であり、市井の人びとは感情と本能の影響を受けると考える。「世界の希望は論理と理性よりも、共感の本能を自由に働かせることにある」（LW 11:282）。そのような「感情の人間（man of sentiment）」「高潔な野人（noble savage）」が理想化される。

リベラリズムの第二の潮流は蒸気を産業に応用することから生じるマニファクチュアと貿易への刺激から発生したものであり、その知的リーダーはアダム・スミスであった。スミスの理論は、労働者の活動の自由を規制し、市場価格を法的に固定した価格に止めておき、海外市場との交換の自由を妨げる多くの法と慣習からの解放を求める運動に味方した（Cf. LW 11:283）。

デューイによれば、前述したリベラリズムの二つの潮流は、合流はしたが一体化はしなかった（Cf. LW 11:284）。リベラリズムには、当初から裂け目があった。リベラリス

ムの裂け目は、ベンサム功利主義に見られる。何故なら「最大多数の最大幸福」という原理は、本来、人道主義的、博愛主義的潮流から出てくるものであるが、ベンサムはそれを自由放任的リベラリズムと結びつけたからである。こうしてヨーロッパ大陸で「自由党」といえば、大企業、銀行、商業の政治的代表者から構成され、イギリスではリベラリズムの二つの潮流の混淆であり、アメリカ合衆国では、恵まれない階級が受けている苦しみを改善するために政府機関を使うという観念と同一視された。

アメリカのリベラリズムは、政府が定期的に介入して、富める者と貧しい者、特権を享受する者と特権を享受できない者の間の条件を平等化すべきだと訴えた。自由放任的リベラリズムは、アメリカのリベラリズムを「左翼がかった社会主義として、偽装されたラディカリズムとして」（LW 11:285）、またモスクワから唆されているとして、批判する。

二つのリベラリズムは対立するが、共通の理想をもつ。その理想とは「最大限可能なだけの個人の自由」（LW 11:285）である。二つのリベラリズムの相違は、自由と個性が最も重要だとされる領域の違い、そして自由と個性が実現されるさいの方法の違いである。自由放任主義的リベラリズムにとって重要な自由は「企業家の自由」であり、この自由が自由自体と同一視される。この立場が重視する個人の強さ、自立心、独創力、活力は、現在の資本主義体制において頂点に立った人に体现されるものである。

もう一つのリベラリズムは、社会に及ぼす結果を考慮しない、私益追求第一の産業組織が、多くの人びとに好ましくない影響を及ぼすと主張する。この型のリベラリズムにとって、自由と個性の領域は、経済よりもはるかに広く、思想、表現、文化にアクセスする機会を含む生活の全領域に及ぶ。現在の経済体制では、大多数の人びとにとって、経済の領域においてさえ、自由と個性を獲得することができない（Cf. LW 11:286）。

デューイは自由放任主義的リベラリズムが徹底されて、多くの人びとの自由と個性の実現の機会が奪われる事態を「リベラリズムにおける危機（the crisis in liberalism）」（LW 11:23）と考える。「リベラリズムにおける危機」の根本原因は初期リベラリズムの失敗にある。初期リベラリズムは、古い抑圧的な社会制度からの解放を求めた。しかし抑圧的な社会制度から解放されただけでは、解放によって得られた力に方向性を与えることができない。「初期リベラリズムの信念と方法は、社会組織と社会統合の問題に直面したとき、効果がなかった」（LW 11:23）のである。

抑圧された社会制度からの解放と、解放された力を社会組織と社会統合に結びつけることが課題となる。その問題は、「個人の力が、機械的な外部の制約からたんに解放されるだけでなく、涵養され、支援され、方向性を与えられるように、あらゆる生活領域と生活様式に拡張される社会組織を形成するという問題」(LW 11:25)である。そのためには、「自由、自由によって可能とされる個人の生来の能力の発達、探求、議論、表現における自由な知性の中心的役割」(LW 11:25)が大切になる。ところが初期リベラリズムに固執する人びとは、自由な知性の行使によって安定した社会組織と社会統合を作り出すという課題を妨害した。彼らは、自分たちの時代には妥当であった「抑圧的な社会制度からの自由」と「自由な経済行為」を絶対視し、それら自体が社会の抑圧的要因になっても、手を下すことができなかったのである。

経済行為自体は私的であるが、その結果は不特定多数の人びとの生活に重大な影響を及ぼす以上、一定の公共的制御が必要である。したがって「リベラリズムにとっての唯一の希望は、理論と実践において、自由が社会制度と社会組織から独立した個人の完全な、既成の所有物であるという言説を放棄すること、社会制御、とくに経済的諸力の社会制御は市民的自由を含む個人の自由を確かなものにするために必要だと理解することである」<sup>26</sup>。

リベラリズムの危機を打開しようとするデューイの立場は、社会民主主義と呼べるものである。しかしデューイの立場は、アメリカの左派からは十分、ラディカルではないと批判された。ダイクイゼン (George Dykhuizen) によれば、デューイはソビエト及び親ソビエトの著述家の格好の標的となり、「アメリカ資本主義と帝国主義の『使用人』、『忠実な従僕』、『代弁者』、『弁護人』」<sup>27</sup>と呼ばれたという。ここからデューイは、自らの立場を自由放任のリベラリズムから差別化するだけでなく、マルクス主義から差別化するとともに、自らの立場を「ラディカル」だと規定しようとした。この目的を達成するための第一弾が、『自由と文化』において展開されたマルクス主義批判である<sup>28</sup>。

デューイはマルクス主義を『『客観的』ないし『實在論的』絶対主義』(LW 13:117)と捉える。デューイのマルクス主義批判は多岐に渡るが、その詳細な検討は本論の課題ではない。デューイのマルクス主義批判の中心は、その哲学の一元論的、絶対主義的性格にある。マルクス主義は社会を構成する諸要因のうち経済的要因だけを単離し、それを社会的・文化的諸要因を因果的に決定する原理に格上げし、その原理を科学的法則として提示する。しかしマルク

ス主義の科学概念は形而上学的であり、「科学を超えている (extra-scientific)」。19世紀の科学法則概念は、必然的で単一の、すべてを包括する法則というものであるが、20世紀以降の科学法則概念は確率と多元性を基本に置く。

デューイはマルクス主義の理論的水準は自由放任的自由主義に近いとさえ述べる。すなわち「・・・マルクス主義学説は、自由市場における完全な自由競争が諸々の人間と諸々の国家の普遍的調和を自動的に生み出すだろうと主張する古典派経済学理論の側面の一般化された説明だと見なされさえするだろう。マルクスは個人の競争を階級闘争に転化しているのである」(LW 13:125)。古典派経済学とマルクス主義はともに、歴史の一時点で成立した状況を、歴史を超えて妥当する一般法則へと普遍化した。両者の違いは、古典派経済学が切り取ったのが、完全な市場競争における普遍的調和であったのに対して、マルクス主義が切り取ったのは、階級闘争だということである。こうしてマルクス主義は「社会的因果性についての一元論的な閉塞した宇宙理論 (the monistic block-universe theory of social causation)」(LW 13:126)と規定される。つまり社会を構成する諸要因の一つである経済的要因が実体化されて、社会全体のあり方を規定する唯一の因果的要因とされ、しかもその要因は歴史的過程全体を包越する形而上学的法則と見なされる。一元論的理論を現実化するための政治は、特定の支配政党があらゆるコミュニケーション手段を支配し、私的な集会と対話を制限する独裁政治となる。

デューイ的な社会民主主義は、一元論的・斉一的ではなく、多元論的であり、政治的民主主義は実質的 (substantial) であるよりも形式的 (formal) である。以上のように、デューイとマルクス主義の社会ヴィジョンは大きく異なる。しかしデューイの高弟、例えば哲学者のフックや教育学者のカウンツ (George Counts) はマルクス主義に近づいた。それもあって、デューイは自らの立場を「ラディカル」と規定する必要があった。それでは、どんな意味でデューイの社会民主主義、リベラリズムは「ラディカル」だと言えるのだろうか。

デューイはラディカルであることと、リベラルであることは対立しないという。「ラディカル」を政治や社会問題に適用すれば、政治や社会問題の暴力的変革を意味すると見なされるであろう。しかし「ラディカル」は方法や手段に適用される必要はない。逆にデューイは「真のリベラルは、使われる手段と生じる結果の間にある完全な相関関係を、決定的なものとして強調する」(LW 11:293)と述べる。リベラルな社会は暴力的方法によってではなく、「知性へ

の最大限の依拠という方法」(LW 11:293)によって達成される。アメリカのリベラリズムは、産業、商業階級の利害関心から発展したのではなく、「民主的な生活様式を、その十全な意味と範囲において実現しようとする」(LW 11:298)理念から発展した。そして民主的生活の根本原理は、万人にとっての自由と個性という目的が、それと調和した手段によって達成可能だということである。その手段が公共的知性 (public intelligence) という方法である。この立場は「民主的リベラリズム」(LW 11:299)と規定される。

しかし公共的知性の方法は、漸進的な社会変化しか生み出さないであろう。それではどんな意味で「民主的リベラリズム」はラディカルなのだろうか。それは第一に、現在の社会—経済、法、文化—制度に大きな変化を求めるという点でラディカルであり、第二に、その目的はどんな時代にも、どんな国においても十全に実現されたことがないという点でラディカルである (Cf. LW 11:299)。

我われは、デューイの「民主的リベラリズム」の「ラディカル」について、さらに三つの意味を付け加えたい。第一に、「民主的リベラリズム」は、人間本性から超越論的に演繹されるものではないということである。すなわち「人間本性は、それ自身に任せておけば、外部の恣意的な抑圧から解放されれば、うまく作動する民主的制度を生むことに繋がる、という観念を続けていくことはできない」(LW 13:151)。同様に、人間本性は本質的に個性的だという主張自体が、「文化的な個人主義運動の所産」(LW 13:77)。である。つまり民主的リベラリズムや個人主義などは、それらを求める文化的運動の所産であり、その所産を正当化するために人間本性に訴えられるのであって、その逆ではない。

したがって第二に民主的リベラリズムは、生活の全体において不断に実践されなければ、その正当性を失う。「・・・民主的方法は、根本的には単純であるが、難しい。それは、我われが共に歩むことができる、絶えず目の前にある新しい道を精力的に、たゆみなく、間断なく創造することが途轍もなく難しいのと同じである」(LW 13:188)。第三に民主的リベラリズムの意味自体は固定したものではなく、民主主義の実践を通じて「不断に発見され、再発見され、再形成され、再組織化されなければならない」(LW 11:182)。

我われは民主的リベラリズムが「ラディカル」であることの意味を五点にわたって指摘した。民主的リベラリズムをめぐるデューイのラディカル化は、1930年代以降、特に顕著になった。このラディカル化は、アメリカの大恐慌と

第二次世界大戦への参戦を背景としており、強い危機意識の下に進行した。そのなかでデューイは民主的リベラリズムを自由放任的リベラリズム、マルクス主義という左右両派から差別化し、生活の全面において不断に実践されるべきであり、その実践を通して維持、発展する戦闘的信条としたのである。ここに1940年代以降、デューイの平和思想に一定の変化が見られる原因の一端がある。

## 第五章 戦争違法化の変容

とはいえ1940年までのデューイは、戦争違法化を捨てたわけではない。デューイはパリ不戦条約に失望し、それ以後の数年間、戦争違法化の問題に関わらなかった。デューイが再び、この問題に関わるのは、満州事変、上海事変が起こったときである。デューイは日本に対する経済制裁、軍事制裁に賛意を示さなかった。デューイはレヴィンソンの平和的制裁論を支持した。小西によれば、レヴィンソンの理論は、「不戦条約の下では、戦争による占領や併合によって、あるいは戦争の威嚇の下で、または完全武装の軍隊をみせつけることによって取得された不当な要求、領土、諸権益はすべて無効であると明確に宣言する」<sup>29</sup>という不承認主義の政策であり、これは実際アメリカ、さらに国際連盟の政策ともなった。

1935年の『モダン・マンスリー』誌上でのシンポジウムで、デューイは参戦に反対した。この当時のアメリカの大勢は孤立主義であった。デューイの考え方は、第二次世界大戦が避け難くなっていた1939年3月でも変わらなかった。「何が起ころうとも一止まれ」(LW 14:364)では、第一次世界大戦後に起こった反動は、次に来る戦争後に来る反動に比べれば、まだ穏やかだろうと予測しつつ、戦後には準・軍事独裁体制、準・経済独裁体制がしかれ、社会民主主義をうち立てるべき基礎が破壊されるだろうと述べられる (Cf. LW 14:364)。何故なら「軍事力への依拠は、我われが民主的生活様式を放棄しつつあることの、また旧世界が地理的にも道徳的にも征服してしまったことの、最初の確かな兆候だからである」(LW 14:367)。

デューイの態度が明確に変わるのは、1941年12月7日 (アメリカにおける日付) の日本軍による真珠湾攻撃の日である<sup>30</sup>。デューイは自衛権と防衛戦争を明確に区別しており、真珠湾攻撃はアメリカが自衛権を発動するための明確な事案であった。デューイは同日、「戦争からの教訓—哲学において」(LW 14:312-334)という報告を行っている。しかし、この報告は歯切れの悪いものであり、その冒頭、

哲学が「戦争について直接に言うことは何もないし、何もなかったし、今は何もない」(LW 14:325-326)と述べられ、戦争システムの持続の背後にある哲学的立場が検討されている。具体的には、自然主義と超自然主義の対立が論じられる。前述したように、これは単なる理論哲学的対立ではなく、政治的対立でもあった。超自然主義者にとって、戦争の原因は精神的原理が衰微し、唯物論、行動主義、決定論が社会全体を覆うようになったことにあり、超自然的な精神的原理を復興させることが、戦争の根本原因を根絶するために重要だとされる。当時、デューイは自然主義の代表的思想家と目されていたから、先ず自らの自然主義を唯物論、行動主義、決定論と差別化し、次いで戦争の思想的原因を別のところに求めようとした。デューイは次のように問題を設定する。

あるいは別言すれば、現在の戦争の教訓は、我われがいつそう体系的、統一的なやり方で後方に立ち戻り、古い原理と基準に立ち戻るか、それとも近代の生活のなかで真に近代的なものに直面し、真に近代的なものを、上から押さえつけており、それらを阻害しており、不確実性と混乱と対立を作り出している、古く、相容れない諸制度の重荷から、それらを解放するために、できることを行うかである(LW 14:328)。

近代世界における政治的、経済的、科学的な変化を思想的に受け止めるはずの哲学は、その変化に直面せず、その変化を前近代的な原理によって解釈してきた。その結果、前近代的な習慣、慣習、制度、伝統が現在まで持ち越され、現在の政治、経済、科学的問題の解釈に悪影響を及ぼしている。近代世界において生じた諸相に直面し、その意味と可能性を読み解くこと、近代世界を真に近代的観点から読み解くこと、これが戦争に直面して、現代哲学がなすべき課題だとされる<sup>31</sup>。

1941年以降、デューイが戦争と平和の問題、戦争違法化の問題について論じる機会は少なくなった。フォイアー(Lewis S. Feuer)が指摘するように、1942年から1948年までのデューイは、その生涯のなかで、知的には最も孤立していた(Cf. LW 15:vi)。第一次世界大戦時に「戦争リベラル」として論陣を張り、ウィルソン大統領の戦争政策を支持していたデューイは、大戦後のヴェルサイユ条約、国際連盟を見て失望し、民主主義思想と平和思想を「深層の(deep)」次元で捉え直し「戦争違法化」運動に参加した。その運動はバリ不戦条約などで一定の成果をあげたのであ

るが、第二次世界大戦を防ぐことができなかった。デューイは平和問題に関して、手詰まり状態に陥ったと見ることもできる。本論の最後に、デューイが陥った「手詰まり状態」の意味を、それが本当に「手詰まり状態」であったのかを含めて考えてみたい。

ウェストブルックによれば、日本軍による真珠湾攻撃まで、デューイは「孤立と介入の間」<sup>32</sup>で迷っていた。その理由は、参戦の結果、アメリカの民主主義に甚大な悪影響が生じる可能性があるからであった。同様にライアン(Alan Ryan)もまた、孤立と介入の間で躊躇うデューイを評して「彼の態度は非常に臆病なものであった。彼は自分自身にかなり不愉快な思いをしていたに違いない」と述べる<sup>33</sup>。ディギンズ(John P. Diggins)は、「孤立と介入」の間での迷いや躊躇いを心理的なものではなく、理論的な袋小路と捉える。ディギンズは、特にデューイにおける民主的目的と民主的手段の連続性という命題を取り上げる。1917年のデューイは、民主主義は歴史の力と結びつくことによって拡張すると信じた。しかし1939年のデューイは、力で以て力に抵抗することは、アメリカが戦っていた当のもの—ヨーロッパ大陸の腐敗したイデオロギー—に囚われることになることになると信じた<sup>34</sup>。

実際『自由と文化』において、デューイは民主的目的と民主的手段の連続性を強調した。しかしディギンズによれば、「民主的目的と民主的手段の連続性」という主張によって、デューイは理論的袋小路に陥った。デューイの自由へのコミットメントからすれば、民主的目的と民主的手段の連続性という原理は、論理的に証明される。いっぽうデューイの科学へのコミットメントからすれば、真理は結果についてのプラグマティックな規範によって判断される。しかし科学へのコミットメントは、容易に自由へのコミットメントが肯定するものを否定する。というのも民主的目的と民主的手段の連続性という原理は論理的には妥当だとしても、経験的真理の観点からは容易に反証されるからである。例えば奴隷廃止論者が見て取ったように、民主的方法に固執しても必ずしも民主的権利の拡張とはならず、逆に戦闘を伴う非民主的行為が民主主義の勝利をもたらした。すると、デューイは民主的手段を第一にすると、民主的目的を犠牲にせざるを得ないか、民主的目的を第一にすると、力に対する知性の効力へのコミットメントを犠牲にするか、というディレンマに陥る。さらにディギンズは、デューイのプラグマティズムは、長い間「現在に照らして過去を研究する」ことにこだわってきたのに、第二次世界大戦時には「過去に照らして現在にアプローチする」—第一次世界

大戦後の経験に照らして、第二次世界大戦にアプローチする一ことになったが、これはプラグマティズムの否定ではないかと述べる。

1935年から1939年にかけて、デューイは一貫して参戦に否定的であった。しかし1939年の『自由と文化』その他の論文を見る限り、デューイはアメリカの民主的リベラリズムを、ヨーロッパの全体主義とマルクス主義に対抗する戦闘的信条と見なすようになっていた。したがって少なくとも1939年以降、デューイは「孤立か介入か」で心が揺れ動くようになった。そして最終的に、日本軍による真珠湾攻撃以降、デューイは参戦の支持にまわった。ただしそれは自衛権の発動によるものであり、戦争違法化と矛盾するものではない。

デューイにとって深刻だったのは、二つの世界大戦にさいして、デューイが構想した平和実現のプログラム、また戦争システム根絶のプログラムが、機能しなかったということである。ディギンズが批判するように、この失敗はプラグマティズム自体の限界によるものなのか、それとも別のところに原因があるのか、またデューイがどのように考えていたのかを検討するために、1941年以降のデューイの論考を手掛かりにしよう。

まず目に入るのが、1942年の『ドイツ哲学と政治』第二版に付された序文である。『ドイツ哲学と政治』（初版1915年）は、好戦的なドイツの思想的背景をルター以降のドイツ哲学の系譜に見て取ろうとした著作である。初版から27年後の第二版に付された序文は、ヒトラーとドイツ国家社会主義についての批判的検討から構成される。この検討は『自由と文化』におけるマルクス主義批判的と並行関係にある。

次に目に留まるのが、1945年に書かれたJ. アダムズの『戦時下における平和とパン』第二版への序論と、1946年の『公衆とその諸問題』（初版1927年）第二版のための序論である。この序論は、平和主義を受動的なものとして捉えるのではなく、国家を超えて平和的な関係を創出する能動的な活動として捉えるアダムズの立場を再評価している。

『公衆とその諸問題』第二版への序論は、アダムズの平和主義への再評価と首尾一貫している。その序論では、アメリカが国際連盟に加盟しなかった理由として、アメリカのナショナリズム、戦勝国の利益保持という国際連盟の目的への不信を挙げる(LW 2:375)。しかし第二次世界大戦後、アメリカが国際連盟に加盟することは当然視されている。その理由としては、世界の状況は大きく変わり、「孤立主義の衰退は、国家間の関係が公衆を構成する属性を持ちつ

つあり、したがってある程度の政治組織を必要とする」(LW 2:375)ようになったことが挙げられる。『公衆と諸問題』では一国の内部における公衆の形成と、公衆の組織化としての国家の問題が論じられたが、それと同様のことが、国家を超えた諸国家間の関係についても妥当するようになったとされる。諸国家によって構成される国際的公衆と世界政府というヴィジョンが形成されるべきであり、そのためには国際協調が不可欠であるが、これを阻む最大の要因が国家主権である。何故なら「主権という言説自体が、政治責任の完全な否定」(LW 2:376)だからである。

1940年代前半のデューイの文章から判断して、デューイの平和思想が、この時期に大きく変わったということではできない。それでは1945年以降に、デューイの平和思想に変化が見られるだろうか。この時期におけるデューイの平和思想については、ハウレットとコーアン (Audrey Cohan) が精査しているので、彼らの研究成果に裨益されつつ、デューイ最後期の平和思想を瞥見してみよう<sup>35</sup>。

まず、ある未公開の草稿のなかで、デューイは現代の諸国家が物理的に相互依存し、多様な仕方では結びついているのに、諸国家の衝突を回避する手段がなく、現実の世界がアナキー状態であることを嘆く (Cf. LW 15:204-205)。そこでデューイは国際関係のアナキー状態を超えるための第一歩として国際連合を支持し、特に国際連合教育文化科学機関(UNESCO)に強い期待をもった。諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とするというUNESCOの理念は、アダムズの平和主義だけでなく、デューイの戦争違法化思想とも一致する。デューイがUNESCOに期待したのは、「国民国家間の同意にこぎつけるさいに、力の方法を知性の方法に置き換える」(Cf. LW 16:399-406)ことであった。

諸国家間が協調する世界社会(a world-society)、世界政府(a world-government)は如何にして作ることができるのか、その実現を阻むものは何か。デューイにとって、世界社会と世界政府の実現を阻む最大の要因は、ナショナリズムであった。この見解は1920年代以降、一貫している。しかし単に「信念、行為、相互扶助の共同体」を消し去るという消極的方法では、世界社会、世界政府は作り出せない。「信念、行為、相互扶助の共同体」がないと世界社会、世界政府は不安定な存在である。世界社会、世界政府が存在するためには、その政策遂行に当たって国民国家のエネルギーを積極的に活用しなければならない。そのためにも、世界社会、世界政府の政策によって、国民国家の社会的価値が従来以上に高まるような機会を与える必要がある。

デューイは「世界社会によって与えられる救済は、国家が戦争システムの影の下で生きている限り不可能であった望ましいことを、独力でできるようにするだろう」(LW 15:209)と述べる。要するに「信念、行為、相互扶助の共同体」を解体して世界社会、世界政府を創るのではなく、各々の「信念、行為、相互扶助の共同体」と世界社会、世界政府が相互作用し、相互に裨益し合いながら発展していくべきだ、というのである。

以上は、平和問題に関するデューイ最晩年の言明である。その言明は、1945年以降、孤立主義を否定し、国際連合に期待する点を除けば、1920年代におけるディープな平和思想や民主主義思想と大きく変わってはいない。1920年代と大きく変わったのは、反ソビエト連邦、反マルクス主義の姿勢が鮮明になったことである<sup>36</sup>。この姿勢は1930年代後半から顕著になり、第二次世界大戦後も続いている。その典型的例が、第三政党である「革新党」から、1948年の大統領選に立候補したウォレスに対する激しい批判である。1930年代のデューイ自身、民主、共和に代わる第三党を求め続けた経緯がある。デューイが求めた第三党は「革新的で民主的なラディカルズム」に基づく「真にリベラルな政党(a truly liberal party)」(LW 15:243)であった。しかしウォレスの支持者は、人間の自由、民主主義、万人のための市民権に反対し、ヨーロッパにおける民主勢力の破壊、マーシャルプランの弱体化を狙っていた。要するにデューイにとって、ウォレスはソビエト全体主義に近すぎた。

デューイのウォレスに対する激しい批判は、1930年代以降に顕著になった反全体主義、反マルクス主義の延長線上に位置づけられるだろう。しかし三牧聖子が指摘するように、第二次世界大戦後、アメリカを覆う反共的風潮のなかで、デューイが、アメリカの責務をソビエト共産主義に対する正戦の遂行に見出し、朝鮮戦争時に開催されたソ連不在の安保理で、アメリカ主導の国連軍の派兵が決定されたことを称賛したのは、戦争違法化の試みが思想と運動の両面で終焉したことを物語る<sup>37</sup>。私見では、この時のデューイは、アメリカの風潮の影響を強く受けすぎた。

以上、「戦間期デューイの平和思想とアメリカ民主主義」という主題について、我われの予定した問題を論じ終えた。最後に本論の考察を総括しつつ、デューイの平和思想と民主主義思想の動態と意味について、結論を導き出したい。

二つの世界大戦において、デューイの平和思想は大きく変わったかのように見える。第一次世界大戦時には、力と暴力を区別し、政治的連邦制とナショナリティの権利保障

という目的のために、最も効率的な方法として、アメリカの参戦を支持した。第二次世界大戦時には、戦争違法化の観点から国際法と国際法廷に基づく国際平和を追求した。二つの考え方は、正反対のようであり、実験社会科学という考え方では一貫している。実験社会科学という観点からすれば、平和の問題は、平和という出力=結果を産出するための、出来事連関の制御の問題である。最初の世界大戦では、アメリカの参戦という制御方法によって平和という出力=結果を産出しようとした。しかしヴェルサイユ条約、国際連盟の結成の過程を観察したデューイは、「戦争システム」を根絶しない限り、平和という出力=結果を導出できないと考えるようになった。そのためには平和と民主主義を「ディープ」な次元で捉えなければならない。この目的のために、国際法上、戦争を違法化し、違法な国を審理する国際法廷を創設し、さらに違法な国に対しては軍事制裁ではなく国際世論による非難が対置され、責任者は国内法によって処罰されるべきだとされた。しかしデューイは絶対的な平和主義者ではなく、自衛権と防衛戦争を区別し、自衛権の行使を認めた。しかし結果として、戦争違法化によって「戦争システム」を根絶することはできなかった。

二つの世界大戦を通して、デューイは平和の実現、「戦争システム」の根絶が極めて困難なことを痛感したはずである。しかしデューイは多文化的公衆による平和を求める運動や文化、学術、経済交流による平和的国際関係の構築、国際連合やUNESCOによる国際的な協調関係の創出などに期待した。この点では、デューイの平和思想に大きな変化があったということはいえない。

しかし二つの世界大戦を経験したデューイは、これらだけでは不十分だと考えるようになったのではないか。そこでデューイは、産出されるべき平和という出力=結果の水準を、一段階下げるというオプションを、プラグマティックに設定したのではないか。つまり産出されるべき平和を「戦争システム」の根絶ではなく、「戦争状態の持続的欠如」と捉え、それを善ではなく「より少ない道徳的悪」として受け容れたのではないか。

戦争システムの根絶と国際協調による平和の実現という理念は堅持しつつも、いっぽうでは第二次世界大戦、他方では「民主的リベラリズム」と相容れないソビエト全体主義の台頭を前にして、「より少ない道徳的悪」として、アメリカ主導の国連軍派遣を支持した。このデューイの判断に関連して、バラートの次のような評言は的確である。すなわち「デューイは戦争を嫌ったが、専制政治の勝利を防ぐために、より少ない道徳的悪として、戦争せざるを得な

いかかもしれないことを理解していた。より少ない悪を受け容れることが、政治的リアリズムの本質である」<sup>38</sup>。このように考えると、第一世界大戦時における、デューイのアメリカ参戦支持も、「より少ない道徳的悪」という観点から導かれていることが分かる。つまり二つの世界大戦時におけるデューイの平和思想と民主主義思想の骨格は、次第にそれらの思想が「ディープな」次元に深化したということを除けば、大きく異なるものではない。

ただし「より少ない道徳的悪」という基準は最後のオプションであり、ナショナリズムの克服、多文化的公衆の拡大、国際民主主義の普及、国際機関による国際協調の努力が同時並行で積み重ねられるべきである。そしてその努力が実を結ぶとともに、「より少ない道徳的悪」というオプションは消え去るべきである。デューイの平和思想は理想主義と現実主義の狭間で、プラグマティックに揺れ動いていた。そうした揺れ動きを「一貫性のなさ」として批判することもできようが、反面、現実には直面して理性的に判断し、行動することがプラグマティズムの真骨頂である。現代世界における平和の思索にあたっては、二つの世界大戦に真摯に対峙しようとしたデューイと対質することから、得られるものがあると考えられる。

\* デューイの著作集からの引用にさいしては、各々 MW, LWと略記し、巻数とページ数を加えて、本文中に記載する。

*The Middle Works: 1899-1925*, ed. by J. Ann Boydston, 15 Vols., Southern Illinois University Press, 1976-1983.

*The Later Works: 1925-1953*, ed. by J. Ann Boydston, 17 Vols., Southern Illinois University Press, 1981-1990.

## 注

- 1 第一次世界大戦前後のデューイ民主主義思想については、次の拙論を参照のこと。「民主主義の哲学者の形成—1915年—1920年のデューイ思想」『同志社女子大学学術研究年報』第46-47巻、1995-1996年／「デューイのポーランド人調査とアメリカ民主主義」『同志社女子大学総合文化研究所紀要』第14巻、1997年。
- 2 近年の主な研究は以下の通りである。井上弘貴「20世紀アメリカ知識人の国際関係思想とそのアメリカニズム的特質—第一次世界大戦～冷戦初期のジョン・デューイとライホールド・ニーバーを中心に—」『政治思想研究』第5号、2005年／同「戦間期のアメリカにおける戦争違法化運動とジョン・デューイの国際関係思想—デューイにおけるヨーロッパ・極東像をてがかりとして—」『早稲田政治公法研究』第79号、2005年／小西中和「ジョン・デューイと第二次世界大戦」『彦根論叢』（滋賀大学経済学会）第407号、2016年、122-137ページ／森田尚人「デューイ・ソビエト教育使節団とそのメンバーたち—戦間期アメリカ・リベラリズムの一断面—」『教育学論集』（中央大学教育学研究会）第59集、2017年、241-304ページ／Charles F. Howlett and Audrey Cohan, *John Dewey: America's Peace-Minded Educator*, Southern Illinois University Press, 2016.
- 3 Woodrow Wilson, "The Flag-Day Address of President Wilson", *Congregational Record*, 65th. Congress, 1st. Session, Vol. 55, Appendix, p. 334, 1917.
- 4 小西中和「デューイ平和思想への視点」『彦根論叢』（滋賀大学経済学会）第300号、1996年、177ページ。
- 5 三牧聖子は、デューイによる朝鮮戦争へのアメリカの関与支持に対して、次のように述べる。「朝鮮戦争にさいしてデューイは、ソ連不在の安保理で国連軍の派兵が決定されたことを、満州事変に対して連盟が制裁を発動させることができなかった経験と対比させながら称賛し、全面的に支持した。アメリカに率いられた国連軍への称賛は、デューイにおいて戦争違法化の試みが、現実の「運動」のみならず、自身の「思想」においても終焉したことを物語っていた」（三牧聖子『戦争違法化運動の時代—危機の20年のアメリカ国際関係思想』名古屋大学出版会、2014年、242ページ）。
- 6 Morton White, *Social Thought in America: The Revolt against Formalism*, Beacon Press, 1957, p. 165.
- 7 Stefan Neubert, "Dewey's Pluralism Reconsidered—Pragmatist and Constructivist Perspective on Diversity and Difference", *Reconstructing Democracy, Recontextualizing Dewey: Pragmatism and Interactive Constructivism in the Twentieth Century*, ed. by Jim Garrison, State University of New York Press, 2008, p. 107.
- 8 Bullert, "John Dewey on War and Fascism: A Response", *Educational Theory*, Vol. 39, No. 1, 1989, p. 80.

- 9 Bullert, *The Politics of John Dewey*, Prometheus Books, 1983, p. 200.
- 10 井上弘貴「20世紀アメリカ人の国際関係思想とそのアメリカニズム的特質—第一次世界大戦～冷戦初期のジョン・デューイとラインホルド・ニーバーを中心に—」, pp. 68-69を参照のこと。
- 11 井上弘貴「戦間期のアメリカにおける戦争違法化運動とジョン・デューイの国際関係思想」, 54ページ。
- 12 森田尚人「ジョン・デューイと全体主義の時代経験—歴史的コンテクストのなかの戦争と平和」『日本デューイ学会紀要』第46号、2005年、178ページを参照のこと。
- 13 いくつかの論文を挙げておく。“The Need for Social Psychology”, *Psychological Review*, X X IV, July 1917, pp. 266-277 / “The Motivation of Hobbes’s Political Philosophy”, *Studies in the History of Ideas*, by The Department of Philosophy of Columbia University, Columbia University Press, 1918, pp. 88-115 / “A New Social Science”, *New Republic*, X IV, 6 April, 1918, pp. 292-294 / “Political Science as a Recluse”, *New Republic*, X IV, 27 April, 1918, pp. 383-384. ここでの論述は拙論「『民主主義の哲学者』の形成—1915-1920年のデューイ思想」(下)、18-22ページに負う。
- 14 Cf. Timothy V. Kaufman-Osborn, “Pragmatism, Policy Science, and the State”, *American Journal of Political Science*, Vol. 29, 1985.
- 15 Cf. Judith Green, “Dr. Dewey’s Deeply Democratic Metaphysical Therapeutic for the Post 9/11: Toward Cultural Revitalization and Political Inhabitation”, *Reconstructing Democracy and Recontextualizing Dewey, Pragmatism and Interactive Constructivism in the Twentieth-first Century*, ed. by Jim Garrison, State University of New York Press, 2008. より詳細な「ディーブ・デモクラシー論」としては、Green, *Pragmatism and Social Hope: Deepening Democracy in Social Contexts*, Columbia University Press, 2008を参照のこと。また次の拙著、拙論を参考のこと。「民主主義の形而上学的正当化」『文化学年報』第62輯、2013年、113-132ページ / 『デューイ自然主義の生成と構造』晃洋書房、2009年、223-230ページ。
- 16 小西中和「ジョン・デューイの平和思想についての一考察」『政治学と現代世界』(横越英一編)、御茶ノ水書房、1983年、493-522ページ / 同「デューイ平和思想への視点」『彦根論叢』(滋賀大学経済学会) 300号、1996年、177-194ページ。
- 17 小西中和「ジョン・デューイの平和思想についての一考察」, 504ページ。
- 18 同論文、504ページ。ちなみにウェストブルックは、第一次世界大戦以降におけるデューイの平和思想の変化が、ボーン(Randolph Bourne)のデューイ批判を真摯に受け止めたことによると解釈する。しかしウェストブルックの解釈を支える証拠はない。Cf. Robert Westbrook, *John Dewey and American Democracy*, Cornell University Press, 1991, pp. 231-232.
- 19 *Ibid*, p. 233.
- 20 Cf. Levinson, “The Legal Status of War”, *New Republic*, 9, 1918. デューイとレヴィンソンは、デューイのシカゴ大学時代以来の古い知り合いであった。またレヴィンソン夫人は、デューイのミシガン大学時代の教え子であった。レヴィンソンは、旧知のデューイに手紙を書き、『ニュー・リパブリック』誌の編集者クロリー(Herbert Croly)に、上記の論文を掲載してもらえるよう、仲介の労をとってほしいと頼んだ。デューイの仲介の労が実を結んで掲載されたのが、上記の論文である。Cf. Howlett and Cohan, *John Dewey: America’s Peace-Minded Educator*, p. 131.
- 21 三牧聖子、前掲書、138ページを参照のこと。
- 22 ラヴジョイの批判は“Shall We Join the League of Nations?”, *New Republic* 34, 1923. リップマンの批判は“The Outlawry of War”, *Atlantic Monthly* 132, 1932である。ラヴジョイの批判に対するデューイの応答は“Reply to Lovejoy’s ‘Shall We Join the League of Nations?’”, *New Republic* 34, 1923、リップマンの批判に対するデューイの応答は、“What Outlawry of War Is Not”, *New Republic* 36, 1923及び“War and A Code of Law”, *New Republic*, 24 Oct. 36, 1923である。
- 23 小西中和『ジョン・デューイの政治思想』北樹出版、2003年、168ページを参照のこと。
- 24 三牧聖子、前掲書、155-162ページを参照のこと。
- 25 自然主義と超自然主義をめぐる、デューイ最晩年の論争の詳細については拙著『デューイ自然主義の生成と構造』、358-369ページを参照のこと。
- 26 *John Dewey, Philosophy of Education: Problems of Men*, Littlefield, Adams & Co., 1958, p. 121.
- 27 Dykhuizen, *The Life and Mind of John Dewey*,

- Southern Illinois University Press, 1973, p. 310. なお再解釈派 (Revisionist) と呼ばれるニュー・レフト史学の影響を受けた教育学者のデューイ批判は、1930年代以降の親ソビエト派の人びとと同一の思想的基盤から展開されている。リヴィジョニズムとデューイについては、拙論「デューイとリヴィジョニズム」『現代デューイ思想の再評価』(杉浦宏編) 世界思想社、2003年、247-258ページ／森田尚人「アメリカ革新主義期の政治と教育—研究史的考察—」『デューイ教育思想の形成』、新曜社、1986年、291-383ページを参照のこと。
- 28 森田尚人が指摘するように、デューイは1930年代において、スターリンの独裁政治をナチズムとともに全体主義の範疇に含めて、それらと厳しく対峙した、最初期の左派知識人である。二つの立場を同一視することは、マルクス主義者の反発を買ったはずであり、このことはアメリカ合衆国だけでなく、日本にも妥当する。森田尚人「ジョン・デューイと全体主義の時代経験」『日本デューイ学会紀要』第46号、2005年、176-187ページ／同「『赤い30年代』のジョン・デューイ—リベラリズムと反スターリニズムの間」『教育学論集』(中央大学教育学研究会) 第45集、2004年、97-115ページを参照のこと。なおデューイの社会民主主義的なヴィジョンとスターリン的社會主義のヴィジョンの相違については、佐藤学「公共圏の政治学—兩大戦間のデューイ—」『思想』907号、2000年の、とくに33-35ページを参照のこと。戦間期におけるデューイのリベラリズムの問題圏を学校教育との関連で扱ったものとしては、上野正道『学校の公共性と民主主義—デューイの美的経験論へ—』東京大学出版会、2010年、342-350ページを参照のこと。
- 29 小西中和「ジョン・デューイと第二次世界大戦」『彦根論叢』(滋賀大学経済学会)、第407号、125ページ。なおレヴィンソンの文章の出典は“The Sanction of Peace”, *The Christian Century*, December 2, 1929, pp. 1604-1605である。
- 30 ただし、フォイアーによれば、デューイは1941年春頃には既に、アメリカの参戦やむなしと考えていた(Cf. LW 15:vi)。
- 31 近代世界の諸変化に直面し、近代世界の意味とその可能性を、近代的視点から読み解くことが、特にデューイ晩年の大きな思想的課題であった。デューイが最晩年に書いていた次に挙げる未完の草稿は、まさにこの課題に正面から取り組んでいる。Cf. John Dewey, *Unmodern Philosophy and Modern Philosophy*, edited and with an introduction by Phillip Deen, Southern Illinois University Press, 2012.
- 32 Westbrook, *John Dewey and American Democracy*, p. 511. なお以下の論述は拙論「『民主主義の哲学者』の形成—1915-1920年のデューイ思想」(下)、29-31ページに負う。
- 33 Alan Ryan, *John Dewey and the High Tide of American Liberalism*, W. W. Norton, 1995, p. 331.
- 34 John P. Diggins, *The Promise of Pragmatism: Modernism and the Crisis of Knowledge and Authority*, The University of Chicago Press, 1991, pp. 270-279.
- 35 Cf. Howlett and Cohan, *John Dewey: America's Peace-Minded Educator*, pp. 221-227.
- 36 ちなみに1920年代のデューイは共産党のプロパガンディストと見なされた。デューイの死から9年後の1961年になって、あるテキサス州の人物からヴァーモント大学—デューイの母校であり、遺骨の一部が同大学に埋葬されている—当局に、デューイの遺骨がモスクワに送られたという噂があるが本当か、という手紙が来たという。Cf. Dykhuizen, *op. cit.*, p. 239.
- 37 三牧聖子、前掲書、242ページ。
- 38 Bullert, *The Politics of John Dewey*, p. 200.